

久米南町立弓削小学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校においては子どもの人間関係におけるトラブルが、主に中学年以上の学年で毎年数件発生している。1対1の関係の中で起こっているもの、集団の中で相手を変えて起こっているもの、また、SNS等への書き込みが原因となったトラブルもあった。どの学年も15人以下の単級で、子どもたちはお互いに気を遣いながらも、ちょっとしたきっかけで、仲間はずれにしたりされたりしてしまう。現在、それらの問題には、担任、養護教諭等が対応し、解決にあたっている。しかし、いじめの未然防止のためには、子どもたちが本当に居心地のいい安心して過ごせる集団作りを、学校をあげて低学年の時から積極的に進めて行かなくてはならない。そこで、PTAや地域の関係団体とも連携し、地域ぐるみの取組を進める必要がある。また、問題の早期発見、適切な対処のため職員研修の充実も図らなくてはならない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○校内に、いじめ対策委員会をおき、他の組織や担当と連携しながら、いじめ防止と問題解決のための取組を学校をあげて具体的に進める。
○学校とPTA・地域が連携していじめの未然防止の取組を行う。

<重点となる取組>

- ・児童にアンケートを行い、児童の内面を理解する手がかりとし、教育相談に生かす。
- ・アンケートをもとに「にこにこ相談」を行い、担任と児童の心のふれあいを深め、いじめの早期発見に努める。(年2回+随時)
- ・毎月保護者対象の教育相談日を設け、学校と家庭との連絡を密にし、連携できる関係作りを努める。
- ・SNSの利用やネット上のトラブルについて、各学年で発達段階に応じた授業を行う。
- ・異学年集団による清掃活動や遊び、運動会等の活動を通して、子どもが様々な集団の中で過ごす機会を多く設定し、温かい人間関係や充実感を感じられる環境を作る。
- ・学級懇談やPTA講演会(研修会)等を通して、保護者にも子どもたちを取り巻く問題について理解してもらう。
- ・いじめの認知能力や、その後の対応能力向上のための教職員研修を毎月の校内研修日や夏期休業中に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校の取組を理解してもらい、PTA研修会や地区懇談会等の中で意見交換や協議をしていく。 ・地区懇談会に地域の方々にも参加していただき、学校外での生活に関する情報提供や見守りを依頼し、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やネットモラル等子どもを取り巻く諸課題についてPTA対象の研修を行う。 	<p>い じ め 対 策 委 員 会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行・検証・修正、発生した事案への対応を担う。 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内のメンバーによる対策委員会(月1回。1学期と3学期には必要に応じて外部委員も参加) <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直後の職員会議や、校内研修日に全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー ・PTA会長 ・校内 校長・教頭・生徒指導担当・教務主任・養護教諭 <p>全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <p>県教育委員会</p> <p><連携の内容></p> <p>保護者や児童支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣</p> <p><学校の窓口></p> <p>校長・教頭</p> <hr/> <p><連携機関名></p> <p>町教育委員会</p> <p><連携の内容></p> <p>保護者支援のための専門スタッフ(SC等)の派遣</p> <p><学校の窓口></p> <p>教頭</p> <hr/> <p><連携機関名></p> <p>町役場保健福祉課</p> <p><連携の内容></p> <p>見守りが必要な児童についての情報交換と対応・連絡会議</p> <p><学校の窓口></p> <p>教頭</p> <hr/> <p><連携機関名></p> <p>美咲警察署</p> <p><連携の内容></p> <p>非行防止教室の実施</p> <p><学校の窓口></p> <p>養護教諭</p>

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知能力や対応処理能力向上のための教職員の研修を行う。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組の中で、友だちの気持ちを思いやりいじめを許さない気持ちをもつ機会を設ける。 ・異学年集団での活動を通して、いろいろな人との接する機会を設け、自己有用感を感じられる経験をさせる。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報モラルについての学習を各学年において行う。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のために、「にこにこアンケート」を行い、児童の内面を理解する手がかりとする。それをもとに年間2回の教育相談を行い、児童の生活の様子を把握、いじめの早期発見を図る。 ・保護者対象の教育相談を行う。保護者との良好な関係づくりに努める。 ・生徒指導連絡会・いじめ対策委員会を行い、情報を共有し共通理解を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談には、保護者・児童の希望に応じて全教職員である。内容や保護者の希望によっては専門家に参加してもらう。指名がないときは担任や生徒指導担当が対応する。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認と対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに対策委員会を開く。その際、いじめの事実確認を、誰が、どのように行うか、迅速に、かつ慎重に検討し、対応する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実が確認された場合には、いじめられた児童および保護者に対して、学校をあげて支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、その児童の人間関係や環境など、背景を十分に把握し保護者と連携しながら、健全な人間関係を築くことができるよう指導を行う。